

五ヶ瀬川地域森林計画書（案）及び 広渡川外3地域森林計画変更計画書（案）

【概要説明資料】

五ヶ瀬川地域森林計画書（案）

森林計画区名	計 画 期 間
五ヶ瀬川	令和6年4月1日～令和16年3月31日

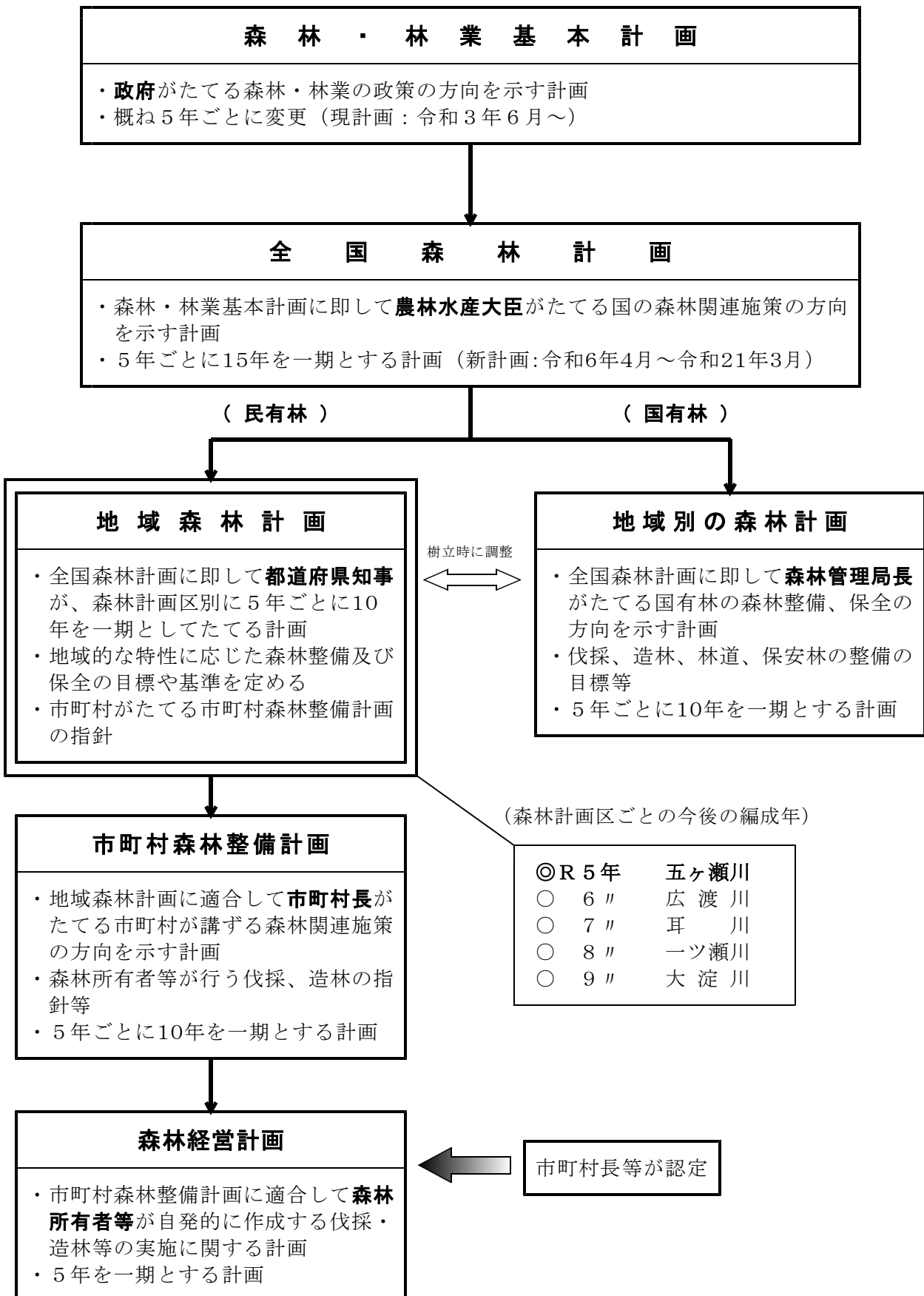
広渡川外3地域森林計画変更計画書（案）

森林計画区名	計 画 期 間
広渡川	令和2年4月1日～令和12年3月31日
耳川	令和3年4月1日～令和13年3月31日
一ツ瀬川	令和4年4月1日～令和14年3月31日
大淀川	令和5年4月1日～令和15年3月31日

目 次

○ 森林計画制度の体系	-----	1
○ 全国森林計画の策定について	-----	2
○ 五ヶ瀬川地域森林計画（案）	-----	9
I 計画の大綱	-----	10
1 森林計画区の概況	-----	10
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	-----	16
(1) 実行結果	-----	16
(2) 評 価	-----	16
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	-----	18
II 計画事項	-----	19
1 計画の対象とする森林の区域	-----	19
2 森林の整備及び保全の目標	-----	19
3 森林の整備及び保全の基本方針	-----	20
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	-----	22
5 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	-----	22
6 人工造林に関する指針	-----	23
7 保育の標準的な方法に関する指針	-----	24
8 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	24
9 主な計画量	-----	28
○ 広渡川外 3 地域森林計画変更計画（案）	-----	29
1 変更の内容	-----	30
2 変更計画量	-----	32
○ 参考資料	-----	35

森林計画制度の体系



全国森林計画の策定について

1 計画期間

令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間

※ 15年を1期として5年ごとに定める計画であり、都道府県知事がたてる「地域森林計画」の指針となる。（新計画は本年10月13日に閣議決定）

2 計画の概要

(1) 計画本文

森林・林業基本計画に即し現行計画を変更した令和3年6月以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえ、以下の記述等を追加。

- ① 盛土等の安全対策の適切な実施
- ② 花粉発生源対策の加速化
- ③ 林業労働力の確保の促進
- ④ 高度な森林資源情報の整備・活用

(2) 計画量

- 森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に見合う量を計上
- ・ 伐採立木材積の総量は、「森林・林業基本計画」における令和12年の木材供給量の達成に必要な量を算出していることから、前計画から増加する。
 - ・ 主伐量は、森林資源の充実や花粉発生源対策におけるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化を踏まえ、計画量は増加し、前計画より高い水準
 - ・ 間伐量は、齢級構成の変化に伴う間伐量の減少と主伐の増加に伴い、前計画よりも低い水準
 - ・ 造林面積は、主伐の計画量を基に算出しており、伐採量と同様に前計画より高い水準
- 全国森林計画の計画量総合計(15年間)

		変更前計画 (R3年度変更) (a)	新計画 (b)	【変更前計画比】 (b)/(a)
伐採立木材積 (万m ³)	計	83,423	88,899	106.6%
	主伐	39,345	54,458	138.4%
	間伐	44,078	34,441	78.1%
造林面積 (千ha)	計	1,591	2,167	136.2%
	人工造林	1,020	1,375	134.8%
	天然更新	571	792	138.7%
間伐面積 (千ha)		6,774	5,886	86.9%
林道開設量 (千Km)		12.3	14.6	118.7%
保安林指定面積 (千ha)		13,010.4	13,061.8	100.4%
治山施行地区数(百地区)		323.4	336.0	103.9%

3 本県地域森林計画への反映

※地域森林計画への反映は、全ての計画区を対象とする
(五ヶ瀬川・広渡川・耳川・一ツ瀬川・大淀川計画区)

※下線部が追加修正箇所

(1) 計画本文

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (計画書 P18)

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

【前略】

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項 (計画書 P25)

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努める。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (計画書 P37)

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

【前略】

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーター養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善を図る。

イ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進する。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

【前略】

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努める。さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定供給体制の整備に努める。

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項（計画書 P46）

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ウ 太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和

36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(2) 計画量 (国からの配分)

- ① 主伐の伐採立木材積は、本格的な収穫期を迎えていることから増加
- ② 間伐の伐採立木材積は、齢級構成の高齢化に伴う間伐量の減少と主伐の増加に伴い減少
- ③ 造林面積は、主伐の増加に連動して人工造林・天然更新ともに増加
- ④ 林道開設量は、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の推進を踏まえ増加
- ⑤ 保安林指定面積は、森林の公益的機能や保全の推進等を踏まえ増加
- ⑥ 治山施行地区数は、災害の増加や激甚化、発生形態の変化等を勘案して増加

○ 国が配分した宮崎県の計画量 (計画期間 : R6. 4. 1~R21. 3. 31)

		宮崎県全体 (民・国合計)	うち、民有林		
			変更前計画 (R3年策定) (a)	新計画 (R5年策定) (b)	【変更前計画比】 (b)/(a)
伐採立木材積 (万m ³)	計	5,148	3,077	3,315	107.7%
	主伐	3,768	2,247	2,783	123.9%
	間伐	1,380	830	532	64.1%
造林面積 (ha)	計	75,000	39,200	46,400	118.4%
	人工造林	63,000	33,000	38,400	116.4%
	天然更新	12,000	6,200	8,000	129.0%
間伐面積	(ha)	188,000	140,000	101,700	72.6%
林道開設量	(Km)	500	240	285	118.8%
保安林指定面積	(ha)	307,400	135,478	141,974	104.8%
治山施行地区数	(地区)	910	599	650	108.5%

○ 計画量の算出及び各計画区への配分

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
全国 森林計画	旧計画 (H30樹立)		前 期 (a1)				中 期 (a2)				後 期 (a3)													
	新計画 (R5樹立)						前 期 (a1')				中 期 (a2')				後 期 (a3')									
地域森林 計画	R1樹立 (広渡川)		前 期 4年		1年	後 期 4年		1年																
	R2樹立 (耳川)		前 期 3年		2年		後 期 3年		2年															
	R3樹立 (一ツ瀬川)		前 期 2年		3年			後 期 2年		3年														
	R4樹立 (大淀川)		前 期 1年		4年				1年		後 期 4年													
	R5樹立 (五ヶ瀬川)		前 期 5年				後 期 5年																	

県に配分された全国森林計画における15年間の計画量を、5年ごとの3期に分けた上で、森林資源や施業実績等を勘案して県内各計画区に割り振る。

今年度樹立の五ヶ瀬川以外の各計画区においては、現行の計画量が、新たに割り振られた計画量の上下20%*に収まる場合は、現行の計画量を採用することができるが、上下20%を超える場合は、計画量の変更が必要となる。

* 対象となるのは、「伐採立木材積（主伐・間伐）」、「造林面積（人工造林・天然更新）」、「間伐立木材積」、「保安林指定面積」

計画量

	計画期間	地域森林計画 計画期間														各計画区の 現計画量 (A) 10年間	全国森林計画から の割振数量 (基礎数量) (B) 10年間	比率 (A/B) %	変更後の 計画量	
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15					
主 伐 千m3	広渡川	R2-R11															2,248.0	2,070.2	108.6%	変更なし 現計画量(A)
	耳川	R3-R12															4,621.0	5,612.2	82.3%	変更なし 現計画量(A)
	一ツ瀬川	R4-R13															1,536.0	2,182.4	70.4%	2,182.0
	大淀川	R5-R14															3,063.0	3,610.8	84.8%	変更なし 現計画量(A)
	五ヶ瀬川	R6-R15															3,677.0	4,560.0		
	県計																15,145.0	18,035.6		
	間 伐 千m3	広渡川	R2-R11															503.0	388.8	129.4%
耳川	R3-R12															1,933.0	1,374.8	140.6%	1,456.0	
一ツ瀬川	R4-R13															565.0	418.4	135.0%	419.0	
大淀川	R5-R14															876.0	672.4	130.3%	673.0	
五ヶ瀬川	R6-R15															1,455.0	1,004.0			
県計																5,332.0	3,858.4			
人 工 造 林 ha	広渡川	R2-R11															3,219.0	3,276.4	98.2%	変更なし 現計画量(A)
	耳川	R3-R12															7,285.0	7,906.2	92.1%	変更なし 現計画量(A)
	一ツ瀬川	R4-R13															2,199.0	2,962.0	74.2%	2,979.0
	大淀川	R5-R14															4,845.0	4,819.8	100.5%	変更なし 現計画量(A)
	五ヶ瀬川	R6-R15															4,148.0	6,304.0		
	県計																21,696.0	25,268.4		
	天 然 更 新 ha	広渡川	R2-R11															340.0	691.2	49.2%
耳川		R3-R12															531.0	969.6	54.8%	945.0
一ツ瀬川		R4-R13															832.0	637.2	130.6%	636.0
大淀川		R5-R14															672.0	1,680.8	40.0%	1,683.0
五ヶ瀬川		R6-R15															1,718.0	946.0		
県計																	4,093.0	4,924.8		
保 安 林 指 定 面 積 ha		広渡川	R2-R11															3,632.0	3,752.2	96.8%
	耳川	R3-R12															59,507.0	60,041.2	99.1%	変更なし 現計画量(A)
	一ツ瀬川	R4-R13															24,551.0	24,476.0	100.3%	変更なし 現計画量(A)
	大淀川	R5-R14															17,243.0	17,436.6	98.9%	変更なし 現計画量(A)
	五ヶ瀬川	R6-R15															29,722.0	32,189.0		
	県計																134,655.0	137,895.0		

※保安林指定面積は、参考として記載

五ヶ瀬川地域森林計画書（案）

（五ヶ瀬川森林計画区）

森林計画区名	計 画 期 間
五 ヶ 瀬 川	令和6年4月1日 ～ 令和16年3月31日

この計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、知事が、全国森林計画（計画期間：令和6年4月1日～令和21年3月31日）に即して、五ヶ瀬川森林計画区に係る民有林について定める地域森林計画である。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況（計画書 P1～13）

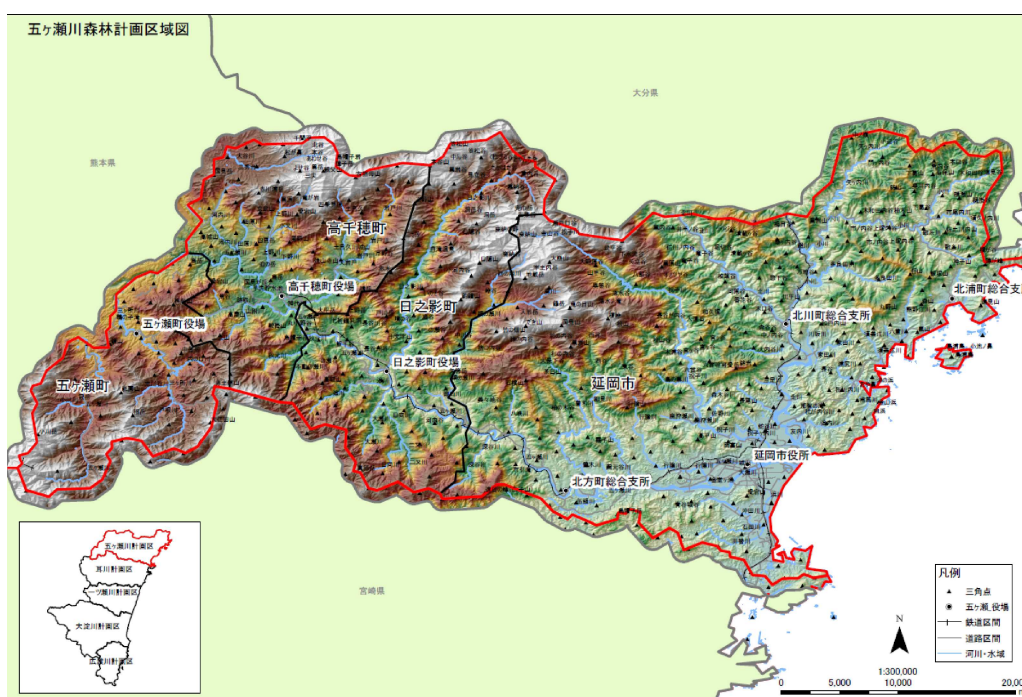
(1) 地域の概要

地 勢： 本計画区は、県の最も北部に位置し、全般的に地形が急峻で、大分県境北西部に祖母山(1,756m)等、南西部に向坂山(1,685m)等1,000m級の高山が連なり、九州山地の一部を形成している。北東部の海岸地域は、鏡山(645m)等の山地が海まで迫り起伏に富んだ地形をなしている。また、中央部に花崗斑岩からなる環状岩脈が、比叡山(760m)等の急峰を形成し、独特の景観を呈している。

しかしながら、中腹や尾根には緩やかな地形が出現するとともに、五ヶ瀬川上流の河川沿い等には阿蘇火砕流が広く分布し、台地や段丘上の地形を形成している。

さらに、各河川下流沿いには、段丘や三角州、沖積低地等の平坦地が広がっており、海岸部は、屈曲の多いリアス式海岸が続き、沖合には中小の島々が点在し、景観美に優れるとともに天然の良港となっている。

河川は、五ヶ瀬川が多くの中小河川を集めてほぼ中央を西から東にかけて貫流するほか、祝子川、北川等の河川が東・南流して日向灘へ注いでいる。五ヶ瀬川上流では柱状節理が発達した高千穂峡などの峡谷、祝子川、綱の瀬川上流の花崗岩特有の奇勝、奇石からなる渓谷は優れた自然景観を形成している。



気 候： 年平均気温約15～17℃

年間降水量約2,200mm～2,800mm

市町村： 1市3町（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

人 口： 137,143人（令和2年国勢調査）

産 業： 令和2年度の産業別総生産額は総額4,615億円で、そのうち第1次産業が149億円（林業は34億）、第2次産業が1,756億円で、第2次産業の割合が、県全体と比較して高い計画区である。

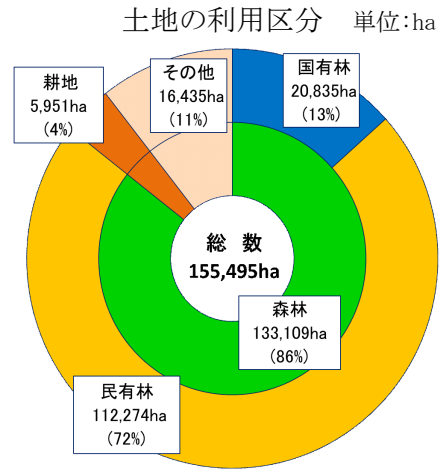
(2) 土地利用の状況 (令和5年3月31日現在)

森林面積：133,109haで、総土地面積の86%
 森林率は県内で2番目に高い計画区（国有林を含む）

耕地面積：5,951haで、総土地面積の4%
 県内で3番目の計画区

国有林面積：20,835haで、総土地面積の13%

民有林面積：112,274haで、総土地面積の72%



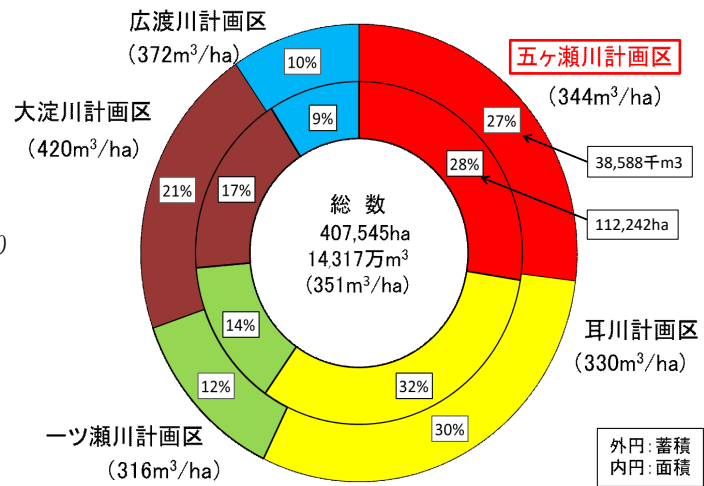
※森林面積は森林法第2条対象森林

(3) 森林資源の現況 (令和5年3月31日現在 森林法第5条対象森林) ※地域森林計画対象森林

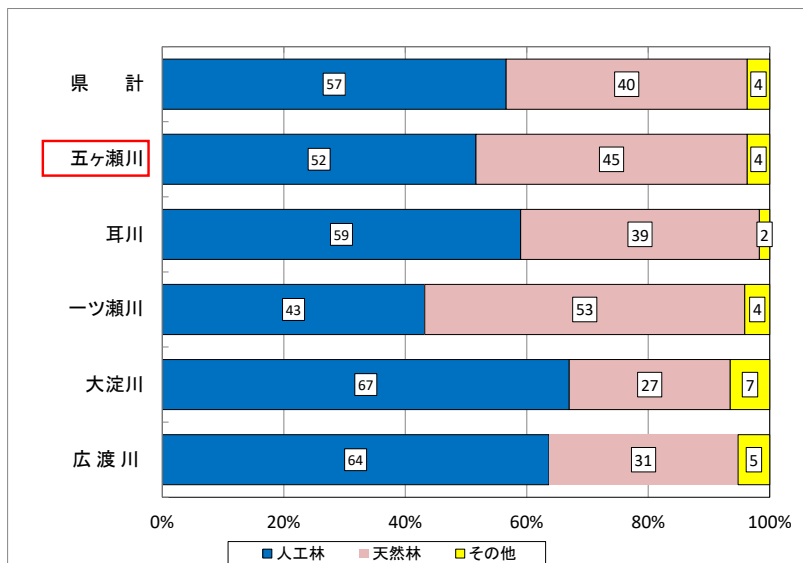
① 森林面積及び蓄積

森林面積：112,242ha
 ○県全体の28%を占め、面積では2番目の計画区

森林蓄積：3,859万m³
 ○県全体の27%で、ヘクタール当たりの蓄積344m³は、県内で3番目の計画区（県全体351m³/ha）



② 人工林・天然林別面積比率



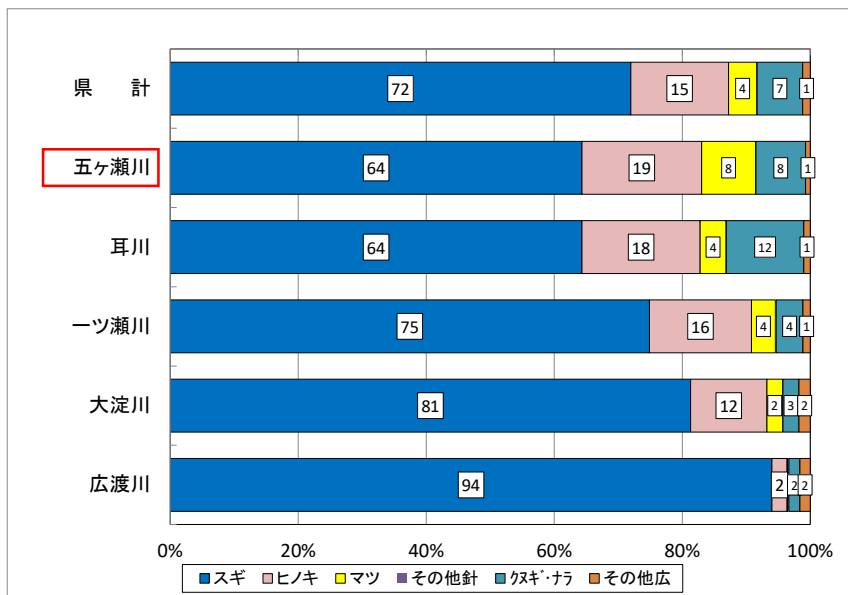
人工林率：52%

人工林面積 57,921ha

天然林面積 50,115ha

○人工林の割合は、52%で県平均を下回り、県内では4番目（県全体57%）

③ 人工林樹種別面積比率



スギの比率：64% (37,260ha)

○スギの割合は県内で4番目
(県全体72%)

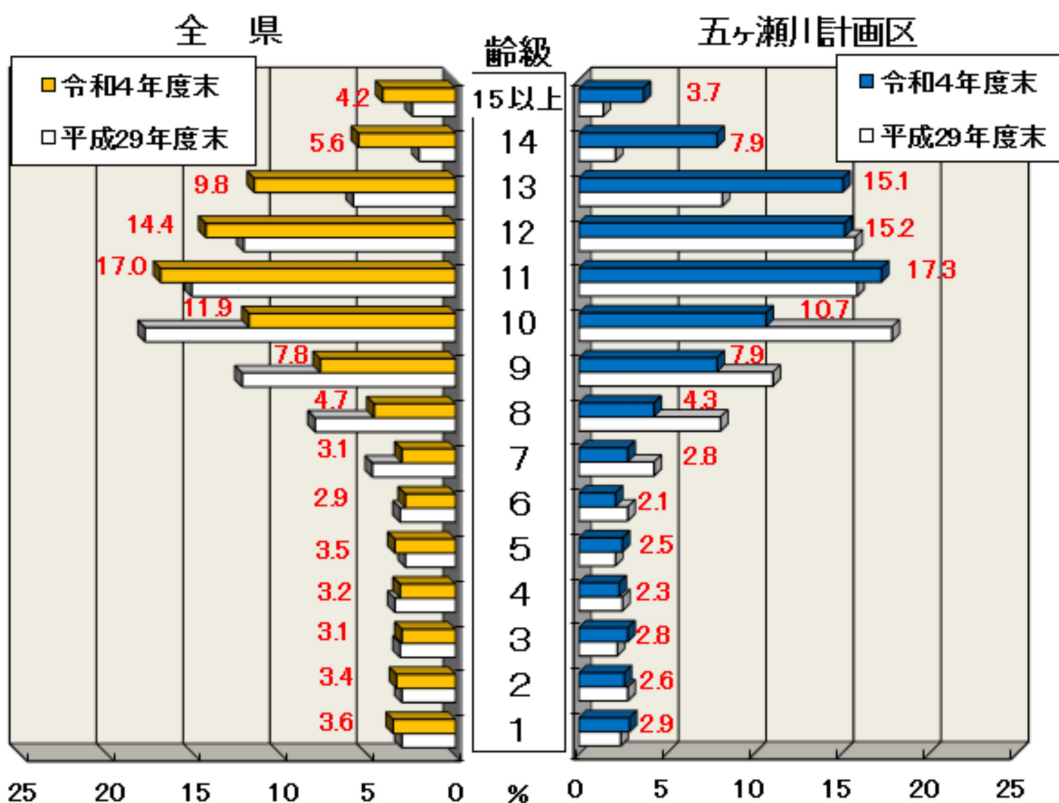
ヒノキの比率：19% (10,833ha)

○ヒノキ割合は県内で最も高い。
(県全体15%)

クスギ・ナラの比率：8% (4,487ha)

○クスギ・ナラの割合は県内で2番目に高い。
(県全体7%)

④ 人工林の齢級別面積構成



注：数字は令和4年度末の数値 (%)

○人工林面積の最大となる齢級は、平成29年度末から1齢級上がり11齢級となり、11～13齢級で、48% (27,570ha) を占める。

○収穫が可能な8齢級以上の人工林は、82%であり、県全体と比較すると高齢級森林の割合が高い。(県全体の8齢級以上の人工林は75%)

○保育管理が必要な7齢級以下は18% (県全体は23%) である。

(4) 森林資源の推移 (森林法第5条対象森林)

① 面積の推移

(単位: ha)

区分	平成29年度末	令和4年度末	増減
総計	112,217	112,242	25
人工林	58,209	57,921	△288
天然林	49,489	50,115	626
竹林	1,071	1,065	△6
無立木地等	3,448	3,141	△307

森林面積: 25ha増加

〔官行造林解約に伴う民有林編入による増加など〕

人工林面積: 288ha減少

〔林地開発・道路敷や無立木地等への移行及び天然林等への林種変更〕

天然林面積: 626ha増加

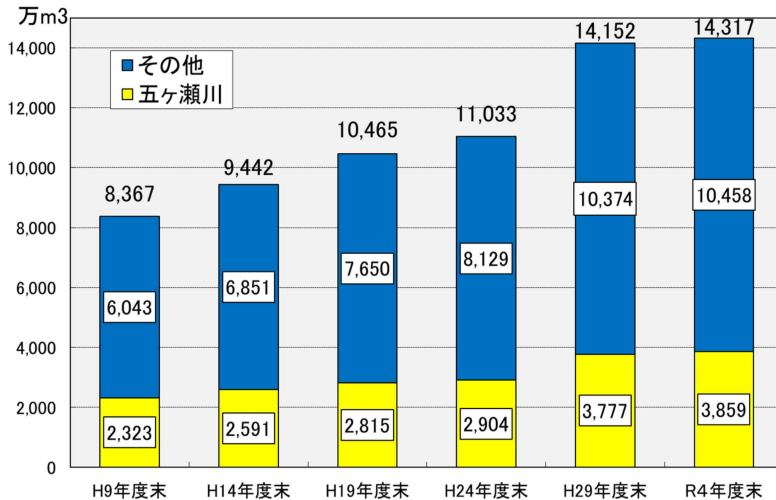
〔天然林等への林種変更など〕

注1) 総数と内訳は四捨五入の関係で一致しない

2) 無立木地等には、伐採跡地、開発地などが含まれる。

② 蓄積の推移

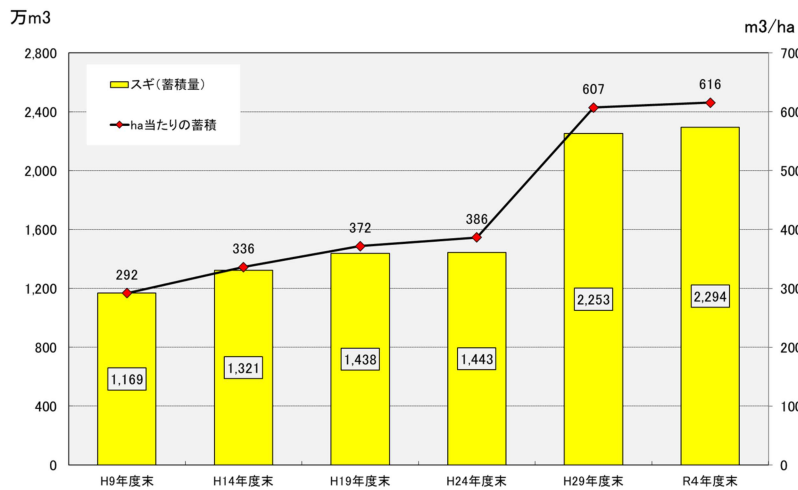
ア) 全体蓄積の推移 (県計)



森林蓄積: 14,317万m³

○森林資源の成熟化により増加した。(101%)

イ) スギの蓄積の推移 (五ヶ瀬川計画区)



スギの蓄積: 2,294万m³

○スギの蓄積は、平成29年度と比較すると増加した。(102%)

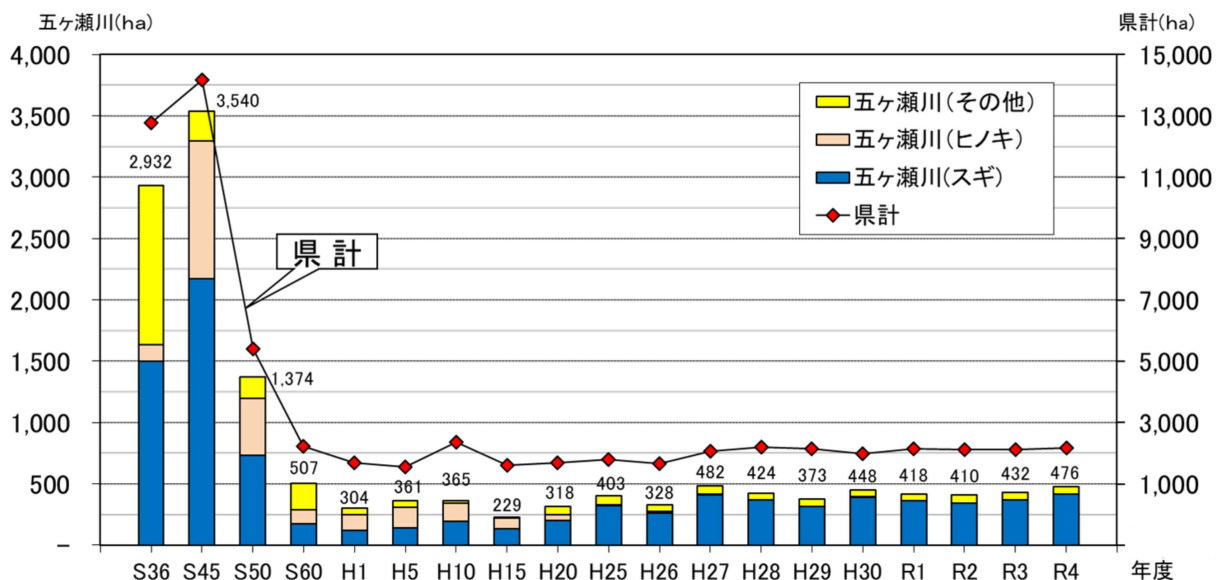
なお、平成29年度末の大幅な増加は収穫表の見直しによるもの。

スギのha当たり蓄積: 616m³/ha

○平成29年度末と比較すると増加した。(101%)

(5) 人工造林及び伐採の動向（森林法第5条対象森林）

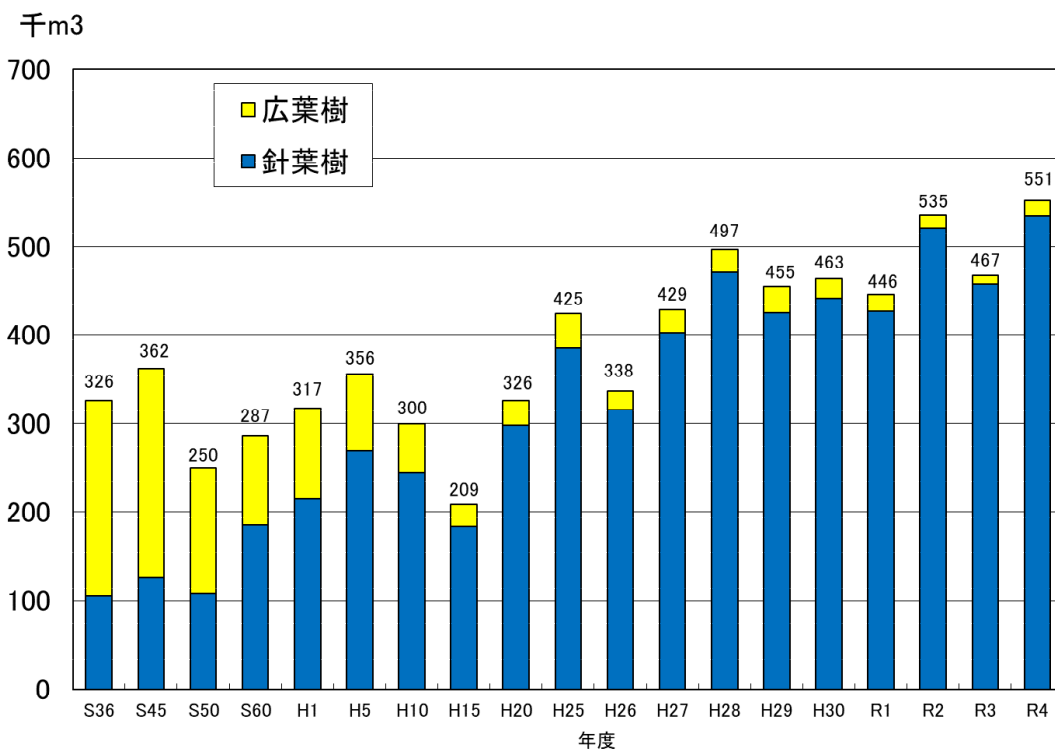
① 人工造林面積の推移



○五ヶ瀬川では、近年は横ばいで推移し、最近5ヶ年の平均は437ha/年である。

○最近5箇年の平均は、スギが86%、その他樹種が14%である。

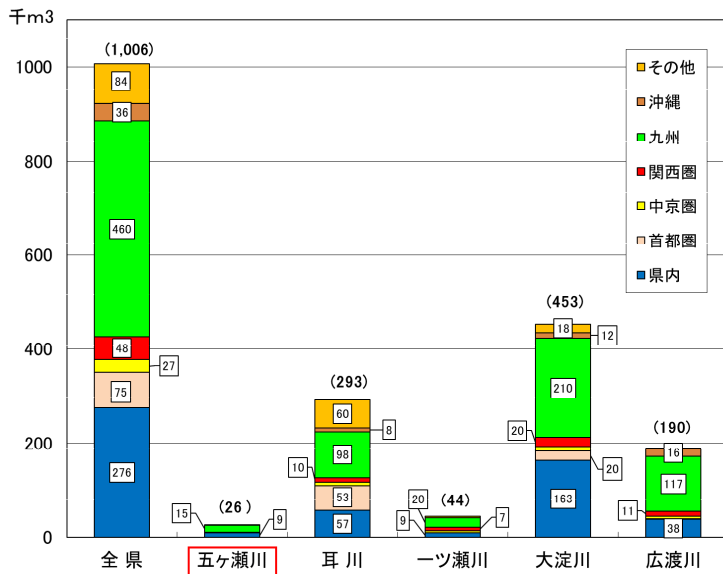
② 五ヶ瀬川の伐採量の推移（推計）



○伐採量は、平成20年頃までは30万m³程度で推移してきたが、それ以降は増加傾向で推移し、最近5ヶ年の平均は49万m³/年となっている。

(6) 木材流通・加工の状況

製品出荷先別出荷量（令和3年次）



製品出荷量：26千 m^3

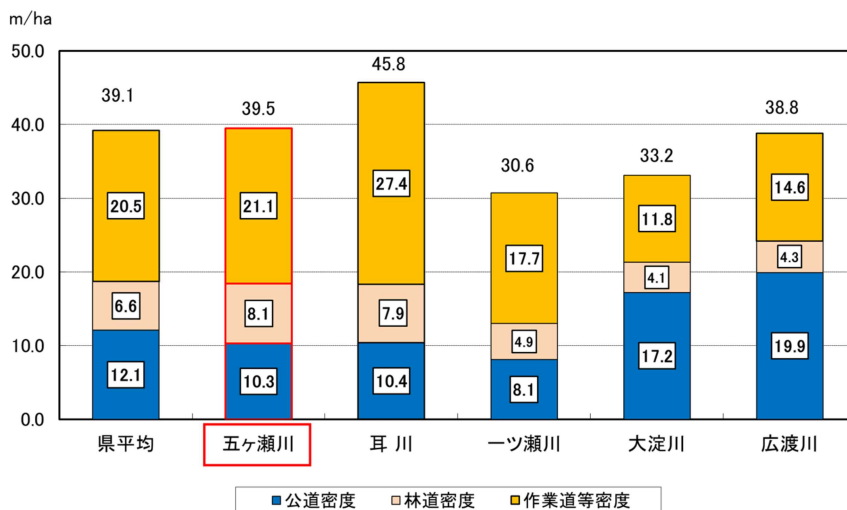
○県全体の製品出荷量の3%を占めている。

○製品の65%が県外へ出荷され、九州が主体となっている。

九州	15
首都圏	1
その他	1
県内	9
計	26千 m^3

(7) 基盤整備の状況

林内路網密度（令和4年度）



林内路網密度：39.5m/ha

○林内路網密度は、県内で2番目に高い。

（県全体は39.1m/ha）

林内道路密度：18.4m/ha

○公道と林道を合わせた林内道路密度は、県平均をやや下回る。

（県全体は18.6m/ha）

注）総数と内訳は四捨五入のため一致しない

2 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書 P14）

(1) 実行結果

（計画期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日、5年間）

表 I - 14

区 分		計 画	実 行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	2,603 千m ³	2,498 千m ³	96 %
	主 伐	1,884 千m ³	2,073 千m ³	110 %
	間 伐	719 千m	426 千m ³	59 %
間 伐 面 積		12,400 ha	5,125 ha	41 %
人 工 造 林		2,073 ha	2,170 ha	105 %
天 然 更 新		807 ha	896 ha	111 %
林 道 開 設		42.0 km	12.4 km	30 %
林道拡張	舗 装	89.1 km	19.1 km	21 %
	改 良	290 箇所	29 箇所	10 %
保 安 林 指 定 面 積		1,576 ha	3,374 ha	214 %
治 山 事 業 施 行 地 区		57 地区	53 地区	93 %

注：令和5年度の実行量は見込み

(2) 評価

ア 伐採立木材積

立木の伐採材積については、木材需要の増加に伴い主伐は計画量を上回ったが、間伐は主伐の意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。

イ 間伐面積

間伐は、主伐の意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。

ウ 人工造林及び天然更新

人工造林は、伐採の増加に伴い再生林の推進に取り組んだ結果、計画量を上回り、天然更新についても計画量を上回った。

エ 林道開設延長及び拡張延長

林道開設及び拡張については、幹線となる林道の開設及び拡張が行われたが、現場条件や予算確保などの理由により計画量を大きく下回った。

オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、保安林の指定を推進した結果、計画量を大きく上回った。また、治山事業施行地区は、計画量と同程度であった。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方（計画書 P16）

県土の76%を占める森林は、木材等林産物の供給はもとより、きれいな水を貯え、土砂災害や洪水から私たちの生命や財産を守る役割のほか、野生動植物の生息・生育の場や景観の創出など自然環境を保全・形成する役割、さらには二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献する役割などが期待されている。

戦後の積極的な拡大造林によって造成された人工林は、その多くが収穫期を迎えており、資源の循環利用の観点から、木材を収穫し、その利用を図るとともに、再び植栽する「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を確立し、将来の森林資源量を確実に確保していくことが重要となっている。

また、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林することで、「森林の若返り」と年齢構成の平準化を進めていく必要がある。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指していく。

計画樹立に当たっては、本県林政の基本方針を示した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を踏まえ、全国森林計画に即して、森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定める。

五ヶ瀬川計画区は、スギを中心とする人工林が、本格的な収穫時期を迎えていることから、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の林業の成長産業化を進める。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた年齢構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水資源の涵養^{かん}などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図る。

また、成熟した森林資源を有効に活用するため、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムを導入するとともに、地域林業の担い手となる人材の育成・確保や川下の木材産業との連携を図り、木材の安定供給体制を確立することとする。

さらに、山地災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進するとともに、治山事業の実施に当たっては、荒廃溪流や山腹崩壊地の復旧及び森林の造成等について、適切かつ効率的な工種・工法を採用するものとするが、県産材の需要拡大を図る観点から、木材を利用した工種・工法を積極的に推進する。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域 (計画書 P17)

単位 面積 : ha

区 分		面 積
総 数		112,241.94
市 町 村 別 内 訳	小 計	48,249.04
	西白杵管内 高千穂町	16,316.95
	日之影町	17,931.41
	五ヶ瀬町	14,000.68
	東白杵管内 小 計	63,992.90
	延岡市	63,992.90

2 森林の整備及び保全の目標 (計画書 P18)

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進する。

また、花粉発生源対策を推進するほか、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等から成る育成単層林へ誘導・維持する施業を積極的に推進する。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

3 森林の整備及び保全の基本方針（計画書 P19）

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p>

	<p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・</p>

	<p>水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（計画書 P21）

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	59,742	59,301
	育成複層林	68	112
	天然生林	48,226	48,234
森 林 蓄 積		357	360

注 1：現況は令和5年3月31日現在

2：計画期末は令和16年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

5 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針（計画書 P23）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で、災害の未然防止に留意し配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「県ガイドライン」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意する。

6 人工造林に関する指針（計画書 P26）

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努める。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件などに適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(7) 人工造林の植栽本数

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林 ○砂防指定周辺、山地災害危険地区 ○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林 ○山地災害防止機能／土壌保全機能の高い森林 	<p>それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。</p> <p>長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p>
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林等の法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として森林施業の制限が設けられている森林 ○県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ○快適環境形成機能の高い森林 	<p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>※長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とする。</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健保安林、風致保安林 ○観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林 ○史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの森林 ○保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林 	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>○林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>○木材生産機能の高い森林で、自然条及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 1016 1406 1216"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m未満</th> <th>200m～500m未満</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地位	地 利			200m未満	200m～500m未満	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努める。</p>
地位	地 利																				
	200m未満	200m～500m未満	500m以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		
<p>特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>上記のうち、人工林を中心とする林分で、</p> <p>○林地生産力が高い森林</p> <p>○傾斜が比較的緩やかな森林</p> <p>○林道等や集落からの距離が近い森林</p> <p>具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能がHの森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、路網からの距離が200m未満の森林を区域として設定する。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。</p>	<p>人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。ただし、クヌギなどのぼう芽更新等、市町村が定めるものは除く。</p>																			

	また、区域の設定に当たっては、市町村が定める地域の状況を勘案した条件を設定できる。	
--	---	--

(3) その他必要な事項

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができるものとする。

区 域	区域設定の基準	施業方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	○(1)の水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。 ※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長する。

9 主な計画量（計画書 P51）

（前回計画期間：平成31年4月1日～令和11年3月31日、10年間）

（今回計画期間：令和6年4月1日～令和16年3月31日、10年間）

区 分		前回計画	今回計画	増 減	備 考
伐採 立木 材積	総 数	5,132千m ³	5,564千m ³	432千m ³	計画書 P.51
	主 伐	3,677千m ³	4,560千m ³	883千m ³	
	間 伐	1,455千m ³	1,004千m ³	▲451千m ³	
間 伐 面 積		24,800ha	19,180ha	▲5,620ha	P.51
人 工 造 林 面 積		4,148ha	6,304ha	2,156ha	P.51
天 然 更 新 面 積		1,718ha	946ha	▲ 772ha	P.51
林 道 開 設 延 長		47路線 49.9km	47路線 49.9km	± 0路線 ± 0km	P.52
林道拡張	舗 装	243.9km	225.7km	▲18.2km	P.53
	改 良	471箇所	409箇所	▲ 62箇所	
保 安 林 指 定 面 積		2,508ha	1,847ha	▲ 661ha	P.56
治 山 事 業 施 行 地 区		112地区	106地区	▲ 6地区	P.58

広渡川外3地域森林計画変更計画（案）

森林計画区名	計 画 期 間
広 渡 川	令和 2年4月1日 ～ 令和12年3月31日
耳 川	令和 3年4月1日 ～ 令和13年3月31日
一 ツ 瀬 川	令和 4年4月1日 ～ 令和14年3月31日
大 淀 川	令和 5年4月1日 ～ 令和15年3月31日

1 変更の内容（広渡川計画区、耳川計画区、一ツ瀬川計画区、大淀川計画区）

「Ⅱ 計画事項」の「第2」、「第3」、「第4」を次のとおり変更する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

第3 森林の整備に関する事項

第4 森林の保全に関する事項

変更の内容は、五ヶ瀬川地域森林計画の本文変更（本資料P3～P5）と同じ。

上記のほか、「第2」、「第3」を以下のとおりの変更する。

一ツ瀬川域森林計画

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次の通り定める。

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	24,732	24,086
	育成複層林	90	134
	天然生林	29,456	30,190
森 林 蓄 積		329	311

注 1：現況は令和3年3月31日現在

2：計画期末は令和14年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

2 変更計画量（広渡川計画区、耳川計画区、一ツ瀬川計画区、大淀川計画区）

「Ⅱ 計画事項」の「第6計画量等」次のとおり変更する。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

計画区	区分	総数			主伐			間伐		
		現計画	変更計画	増減	現計画	変更計画	増減	現計画	変更計画	増減
広渡川	総数	2,751	<u>2,603</u>	-148	2,248	変更なし	—	503	<u>355</u>	-148
	うち前半5年分	1,405	<u>1,381</u>	-24	1,156	変更なし	—	249	<u>225</u>	-24
耳川	総数	6,554	<u>6,077</u>	-477	4,621	変更なし	—	1,933	<u>1,456</u>	-477
	うち前半5年分	3,403	<u>3,266</u>	-137	2,435	変更なし	—	968	<u>831</u>	-137
一ツ瀬川	総数	2,101	<u>2,601</u>	500	1,536	<u>2,182</u>	646	565	<u>419</u>	-146
	うち前半5年分	1,049	<u>1,238</u>	189	767	<u>1,010</u>	243	282	<u>228</u>	-54
大淀川	総数	3,939	<u>3,736</u>	-203	3,063	変更なし	—	876	<u>673</u>	-203
	うち前半5年分	1,927	<u>1,836</u>	-91	1,488	変更なし	—	439	<u>348</u>	-91

2 間伐面積

単位 面積：ha

計画区	区分	間伐面積		
		現計画	変更計画	増減
広渡川	総数	5,000	<u>4,984</u>	-16
	うち前半5年分	2,500	<u>2,497</u>	-3
耳川	総数	33,840	<u>26,862</u>	-6,978
	うち前半5年分	16,900	<u>14,918</u>	-1,982
一ツ瀬川	総数	10,608	<u>7,526</u>	-3,082
	うち前半5年分	4,187	<u>3,869</u>	-318
大淀川	総数	11,958	<u>12,436</u>	478
	うち前半5年分	6,179	<u>6,214</u>	35

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

計画区	区分	人工造林			天然更新		
		現計画	変更計画	増減	現計画	変更計画	増減
広渡川	総 数	3,219	変更なし	—	340	<u>690</u>	350
	うち前半 5年分	1,565	変更なし	—	194	<u>244</u>	50
耳 川	総 数	7,285	変更なし	—	531	<u>945</u>	414
	うち前半 5年分	3,540	変更なし	—	276	<u>388</u>	112
一ツ瀬川	総 数	2,199	<u>2,979</u>	780	832	<u>636</u>	-196
	うち前半 5年分	1,082	<u>1,388</u>	306	416	<u>342</u>	-74
大淀川	総 数	4,845	変更なし	—	672	<u>1,683</u>	1,011
	うち前半 5年分	2,351	変更なし	—	341	<u>786</u>	445

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設すべき林道の数量

単位 延長：km

計画区	現計画		変更計画		増減		うち新規路線の追加		備考
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
広渡川	8	26.8	<u>9</u>	<u>26.8</u>	1	0.0	1	1.4	
耳 川	20	56.2	20	56.2	0	0.0	0	0.0	利用区域面積等の 内容の変更
一ツ瀬川	9	11.4	9	11.4	0	0.0	0	0.0	利用区域面積等の 内容の変更
大淀川	56	21.7	56	21.7	0	0.0	0	0.0	変更なし

(2) 拡張すべき林道の種別、箇所別の数量

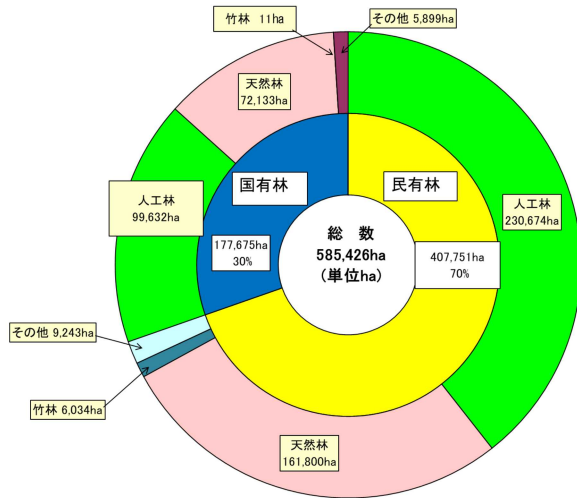
単位 延長：km

計画区	現計画		変更計画		増減		うち新規路線に係る数量		備考
	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	
広渡川	26.5	40	26.5	<u>43</u>	0.0	3	0.0	3	
耳 川	230.6	246	<u>231.4</u>	246	0.8	0	0.0	0	
一ツ瀬川	25.1	85	25.1	85	0.0	0	0.0	0	利用区域面積等の 内容の変更
大淀川	52.3	31	52.3	31	0.0	0	0.4	4	

参 考 资 料

1 本県の森林面積・蓄積（令和5年3月31日現在）

(1) 森林面積（森林法第2条対象森林）



森林面積：58万5千ha

○森林面積は全国第13位

私有林面積：40万8千ha

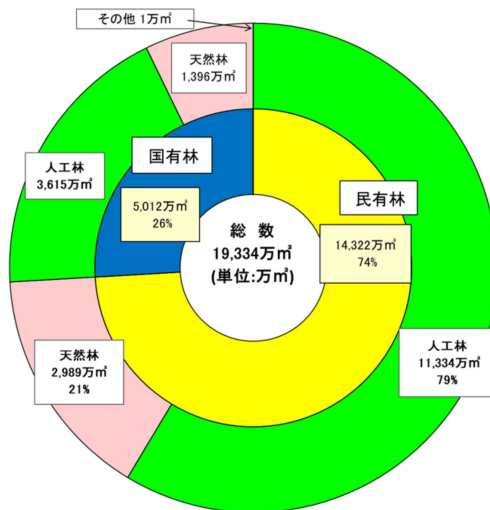
○私有林率は7割

私有林人工林面積：23万1千ha

○私有林人工林面積は全国第9位

※順位は、R4.3林野庁調査時点

(2) 蓄積（森林法第2条対象森林）



森林蓄積：1億9,334万m³

私有林蓄積：1億4,322万m³

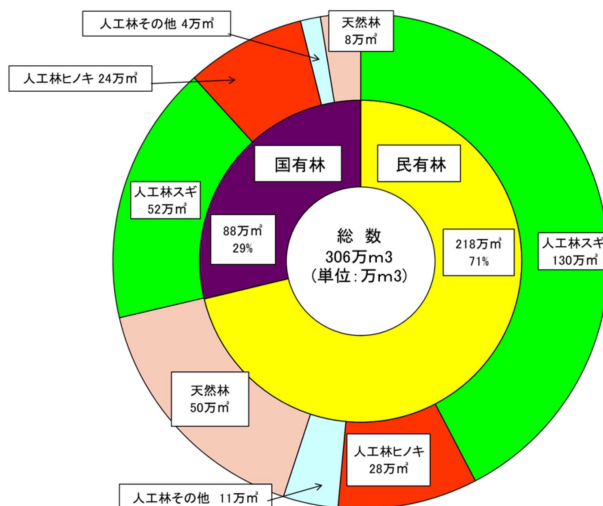
○私有林の蓄積は全体の74%

私有林人工林蓄積：1億1,334万m³

○人工林の蓄積は私有林の79%

注) 総数と内訳は四捨五入のため一致しない

(3) 成長量（森林法第2条対象森林）



成長量：全体306万m³

人工林248万m³

(私有林168万m³・公有林80万m³)

私有林の成長量：218万m³

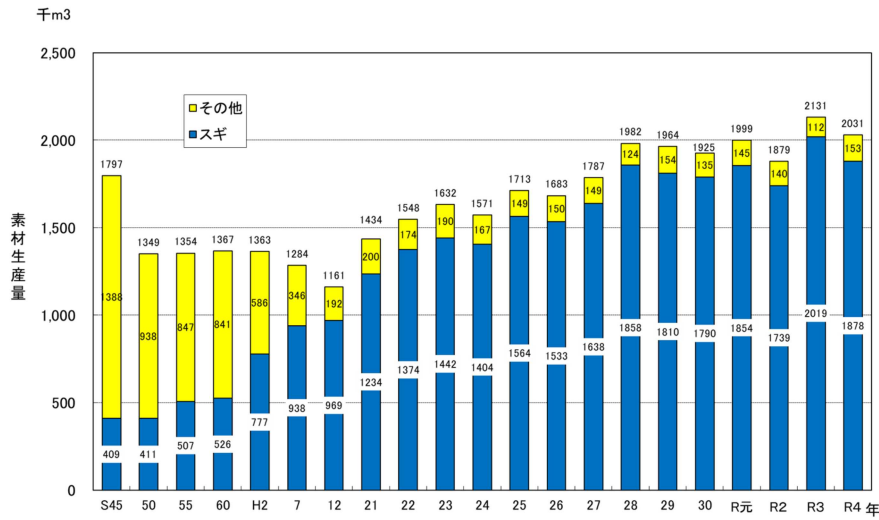
※成長量は1年間の材積の増加量

※公有林は林野庁所管のみ計上

注) 総数と内訳は四捨五入のため一致しない

2 本県の素材生産・加工・流通

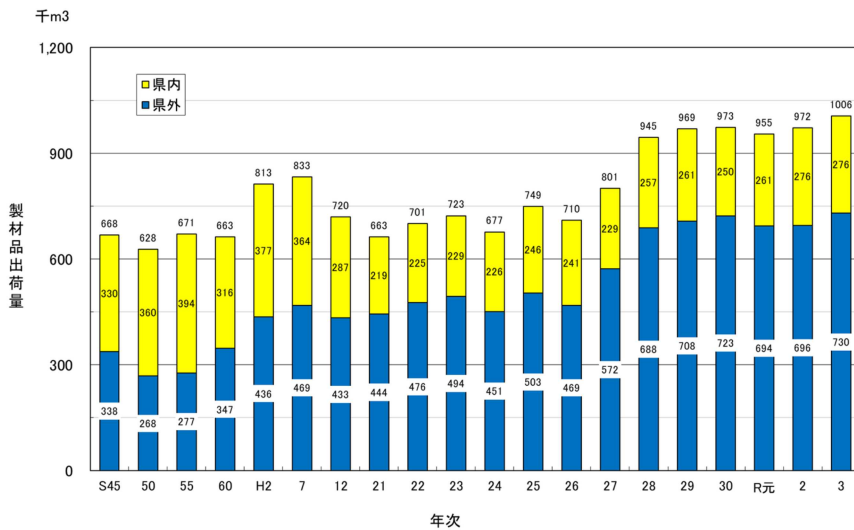
(1) 素材生産の推移（県全体）



素材生産量：2,031千m³
(令和4年)

- 令和4年の素材生産量は、北海道に次いで全国第2位
- スギは、平成3年から32年連続して全国第1位

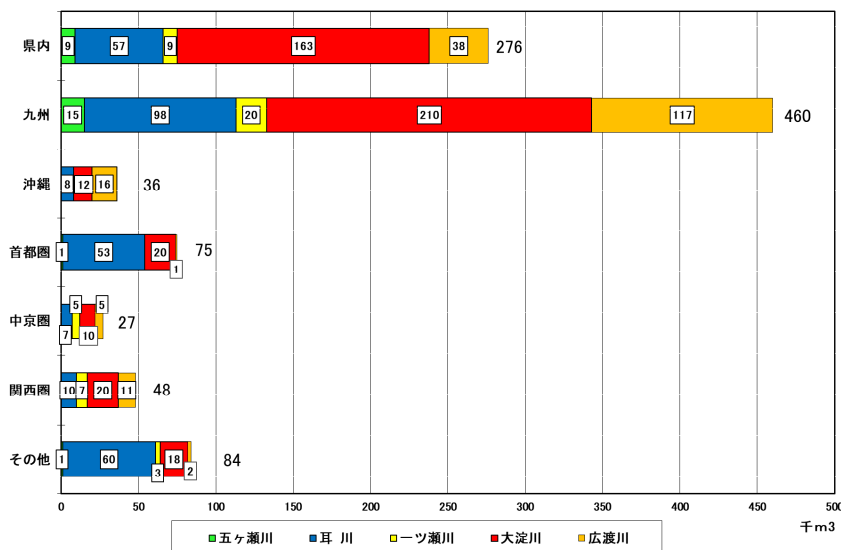
(2) 製材品出荷先別出荷量の推移（県全体）



製材品出荷量：1,006千m³
(令和3年)

- 製材品出荷量は、全国第2位（令和3年）
- 令和3年の出荷量の73%は県外へ出荷

(3) 流域別製材品出荷先別出荷量（令和3年）



- 県外出荷先は九州が最も多く46%となっている。
- 五ヶ瀬川流域の製品出荷量は26千m³、全体の3%を占める。

3 本県の基盤整備状況

(1) 林道・森林作業道の開設延長等（県全体）

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4	
林道	km	当年	8	7	8	6	6
		累計	2,644	2,651	2,658	2,666	2,672
森林作業道 (W \geq 2.5m)	km	当年	79	61	56	45	44
		累計	8,121	8,182	8,236	8,281	8,325
林内路網密度	m/ha	38.6	38.7	38.9	39.0	39.1	
林道舗装延長	km	当年	13	12	14	11	11
		累計	1,637	1,650	1,661	1,672	1,683
林道舗装率	%	61.9	62.2	62.5	62.7	63.0	

全国6位(R3)

資料：森林経営課

(2) 高性能林業機械の保有状況（令和3年度末）

① 全国

順位	都道府 県名	台数
1位	北海道	980
2位	宮崎	752
3位	秋田	558
4位	熊本	492
5位	長野	462

○導入台数は北海道に次いで全国第2位

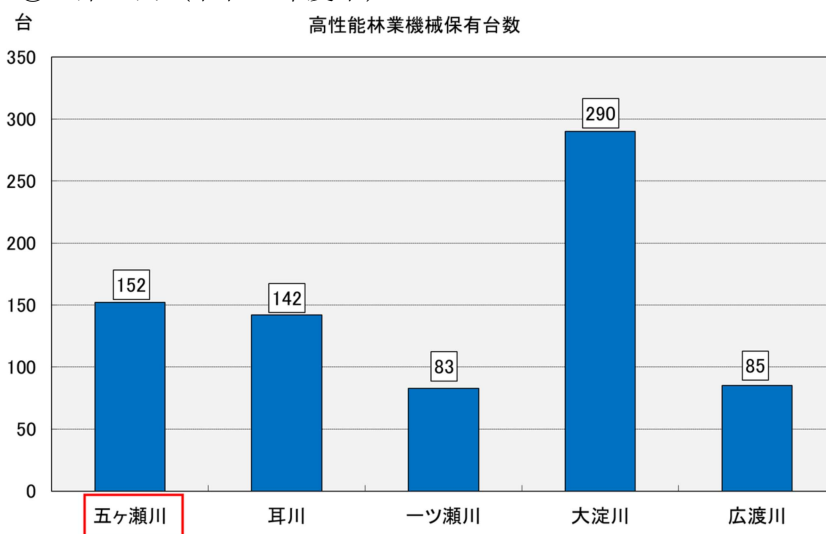
県全体の内訳

フェラーハンチャ	12台
ハーベスタ	79台
プロセッサ	256台
スキッター	5台
フォワード	165台
タローヤーダ	8台
スイングヤーダ	115台
その他	112台

資料：林野庁

※グラップルローは含まない

② 県内（令和3年度末）



○五ヶ瀬川計画区の内訳

フェラーハンチャ	1台
ハーベスタ	8台
プロセッサ	60台
スキッター	-台
フォワード	38台
タローヤーダ	1台
スイングヤーダ	28台
その他	16台
計	152台

※グラップルローは含まない

資料：山村・木材振興課